

令和 7 年度包括外部監査の結果に対する措置状況について

令和 7 年 12 月 19 日付け神奈川県監査委員公表第 25 号で公表している令和 7 年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 14 日

神奈川県監査委員	大 竹 准 一
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	長 田 進 治
同	近 藤 大 輔

試験研究機関の財務事務の執行について

令和 7 年度包括外部監査結果報告書（令和 7 年 12 月 19 日付け神奈川県監査委員公表第 25 号で公表）記載の「指摘事項」28 項目全てについて、令和 8 年 10 月 14 日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。

1 令和 7 年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
1 廃棄備品の登録不備について 備品台帳からサンプル 16 件を抽出し現物と照合したところ、2 件の備品の現物は既に廃棄済みであったが、備品台帳上処分年月日の記載が漏れていた。 財務規則第 174 条及び第 175 条に、不用物品の決定・処分等について規定されており、物品管理事務の手引では、廃棄した場合は処分年月日に日付を入れる運用となっている。上記 2 件については処理事由が「不用決定」になっているが既に廃棄済みであるため、処分年月日に廃棄日を記録することが必要である。 （令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P54）	監査の結果を踏まえ、速やかに備品台帳の処分年月日に廃棄日の記載を行った。	環境科学センター
2 使用する必要のない物品の不用決定の未実施 現物照合した備品のうち、1 件については、現在の研究では使用する予定がなく、機器機材庫（倉庫）に保管されている。 機器機材庫には他に 10 件の計測機器類、試験実験機器類が保管されており、いずれも正常に動作するものであるとのことである。 これらの備品は、当初受入日からかなりの年月が経過しており、今後、使用する可能性が限りなく低いと考えられ、財務規則第 174 条第 1 項に規定する「使用する必要のない物品」に該当するため不用決定が必要であり、不用決定後は、財務規	令和 7 年 12 月に、年 1 回定例の現物照合を実施し、現在使用しておらず、今後も見込みが低い物品の整理を行ったうえで、令和 8 年 1 月 6 日及び 2 月 20 日に不用決定を実施し、大型で解体作業が必要となるものを除き、2 月 24 日に産業廃棄物として廃棄処分を行った。 なお、大型で解体作業が必要となるものや、小型でも人	環境科学センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
則第175条の規定に従い、売却などの処分が必要である。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P55）	力での移動が難しいものおよびフロン機器は経費が掛かるため、不用決定までとし、今後、順次廃棄等の処理を行っていく。	
3 劇物の取扱いの適正化 「神奈川県環境科学センター化学物質適正管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において、毒物は「施錠可能な保管庫」に保管するとなっているが、劇物にはその規定はない。 しかし、毒物及び劇物取締法第11条第1項においては、劇物は、毒物と同様に、盗難及び紛失防止に必要な措置を講じなければならないとされる。また、毒劇物の盗難・紛失の危害を未然に防止する措置として、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日）（薬発第313号）（各都道府県あて厚生省薬務局長通知）では、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされている。 現在の運用を確認したところ、薬品庫自体が施錠可能な部屋となっており、施錠する鍵についても管理責任者の承認を得て開閉するなど適正に管理されている。しかし、一部の劇物について、施錠機能のない液体クロマトグラフ分析室に保管されていた。 また、在庫確認においても、毒物については重量を計測、または個数を確認し記録しているが、劇物については、毒物及び劇物以外の薬品同様、容器の有無の確認を行っているのみである。 毒物と劇物は、盗難及び紛失防止について同様の取扱いをする旨、法律で定められているため、劇物も毒物と同様の管理をするようマニュアルを改訂し、適正に運用されたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P56）	劇物にかかる施錠保管及び在庫確認について、令和7年11月11日にマニュアルの改訂を行い、所内担当者に周知を行った。 また、液体クロマトグラフ分析室の劇物の適切な保管に資するため、令和7年11月18日に施錠可能な薬品庫を新たに設置し、薬品管理システム用のPC及び天秤についても設置した。	環境科学センター
4 備品台帳の登録不備について 備品台帳からサンプル35件を抽出し、備品台帳と現物の照合を行ったところ、次の不備が確認された。 ① 廃棄済みであるが、備品台帳上「廃棄済み」となっていない。 ② 他所からの寄付であるが、他所の管理シールが貼付されたままになっている。 ③ 管理シールの貼付がない。 ④ 備品台帳に管理番号が登録されていない。 （借用物品の買取により10万円未満となったため備品でなくなったが管理シールをはがしていなかった。） また、2024年12月に現物照合を実施済みである	① 当該備品については、令和8年2月28日に備品台帳上において「廃棄済み」とした。 ② 当該物品については、令和8年3月2日に他所の管理シールをはがした。 ③ 当該物品については、令和8年3月2日に管理シールを貼付した。 ④ 当該物品については、令和8年3月2日に管理シールをはがした。	自然環境保全センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
ものの、現物照合の結果を備品台帳に反映しておらず、備品台帳上の最終現物照合基準日は「2023/04/02」のままとなっていた。 財務規則第167条第2項において、備品台帳の記録にあたっては、少なくとも毎年度1回は見直すことが定められていることから、現状を適正に反映した内容に是正しなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P74)	また、令和7年度の現物照合結果を踏まえて備品台帳に最終現物照合基準日として「2025/12/01」と記載した。今後、備品管理を適正に行うため、毎年1回、現物照合結果の備品台帳への反映を徹底することとする。	
5 使用する必要のない物品の不用決定の未実施 現物照合した備品のうち、4件の備品については、いずれも正常に動作するものの、現在は使用していないとのことであった。 現物が存在する以上、現物照合の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、今後使用する予定のない備品については、財務規則第174条第1項に規定する「使用する必要のない物品」に該当すると考えられるため不用決定が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P75)	指摘のあった計測機器類（GPS機器）については、令和7年11月14日に不用決定を行った。2件については、機器の状況等を確認の上、令和8年9月までに不用決定を行った。 また、残りの1件は現在、史料的価値の検証を他機関に依頼中であり、その結果を踏まえて取扱いを決定する。	自然環境保全センター
6 危険物等の在庫把握改善について 自然環境保全センター研究企画部では「自然環境保全センター研究企画部危険物等管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に従い、危険物等の購入時及び使用時に「平成〇〇年度危険物等受入れ・使用記録簿」（以下「受入れ・使用記録簿」という。）に記録を行うとともに、受入れ・使用記録簿から使用量を取りまとめて四半期毎に管理責任者及び所長に報告を行っているが、在庫量は把握していない。 また、年に1度（直近は2025年4月）全薬品の在庫確認を行っているが、容器の個数及び開封又は未開封の記録にとどまっており、在庫量の確認は行っていない。 毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、現在の運用では危険物等の盗難、または紛失があっても、その事実を把握することはできない。 厚生労働省のホームページにおいても「毒物劇物の在庫量の定期的点検」について指示があることから、危険物等の在庫量を把握できるようマニュアルを改訂するなどの対策が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P76)	「危険物等受入れ・使用記録簿」に使用量その他、危険物の残量（風袋重量）の記録を令和8年1月から実施し、在庫量を把握できるようにした。また、マニュアルについても令和8年7月に改訂をした。	自然環境保全センター
7 鳥獣保護棟における医薬品管理不備について 鳥獣保護棟において、特にケタミン（劇薬・麻薬）については施錠できる薬品棚の中の金庫に保	劇薬、向精神薬、毒物の在庫管理については、令和7年12月に、ケタミンと同様、そ	自然環境保全センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
管し、使用時に使用量帳簿に使用量を正確に記録し、常に在庫量を把握するなど厳重な管理が行われている。 しかし、その他の劇薬、向精神薬、毒物については、施錠できる薬品棚に保管しているものの使用量帳簿への記録は行っておらず、在庫量を把握できていない。 毒物については、毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定している。特に、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日）（薬生薬審発0724第1号）」（以下「通知」という。）が発出されている。 通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めているが、現在の運用では危険物等の盗難、または紛失があっても、その事実を把握することはできない。 また、自然環境保全センター危険物等管理要領第5条で定める「危険物等管理マニュアル」を作成していない。 マニュアルを整備し、ケタミン以外の劇薬、向精神薬、毒物についても適正に管理されたい。（令和7年度包括外部監査結果報告書P80）	それぞれの使用量帳簿を作成し、薬品棚の中に「劇薬」「向精神薬」「毒物」と保管エリアを区分し管理するようにした。 鳥獣保護棟における「危険物等管理マニュアル」については、令和8年8月までに作成した。	
8 廃棄希望備品の不用決定の未実施 現物照合においては、備品台帳における「規格」「使用者」「使用場所名称」等の各項目の記載内容や物品シールの有無についてのチェックが行われ、同時に廃棄希望物品の調査も実施していた。 廃棄希望の備品は118点あり、そのうち令和6年度中に不用決定され、廃棄された備品は11点であった。所属の説明によると、現物照合時に使用不能や今後の使用が想定されないとされた備品について廃棄希望となり、備品の状態等の確認及び廃棄の検討が行われるが、それらの備品の不用決定は廃棄処分の見込みがたってからなされるとの事であった。 しかし、このような業務処理は、財務規則第174条第1項に記載された不用決定の規定に反しており、正しい処理とはいえない。 現物照合の結果、使用不能等の状態や使用が想定されない備品が確認された場合には、速やかに不用決定し、廃棄することが必要となる。（令和7年度包括外部監査結果報告書P97）	令和7年10月から令和8年1月に実施した令和7年度現物照合の際にも所内で廃棄希望調査を行い、廃棄希望とされた備品については、令和8年3月に不用決定の処理を行った。 令和8年度以降、予算の状況を見ながら、順次廃棄等の処理を行っていく。	農業技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
9 劇物等の化学物質の取扱いについて 毒劇物の盗難、紛失等の危害の発生を未然に防止する観点から、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日）（薬生薬審発0724第1号）」（以下「通知」という。）が発出されている。 通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めている。 監査の過程において、使用記録簿を確認したところ、次の状況が見受けられた。 ① 令和4年度までは、各年度末において在庫量の計量が行われていたが、令和5年度末及び令和6年度末は行われていなかった。 ② 令和5年度及び令和6年度においては使用量の記載のみであり、使用後の在庫量の計測が行われていなかった。 ③ 令和7年1月以降、管理補助簿から使用記録簿への化学薬品使用量の転記が行われていなかった。 また、監査の過程で、サンプリングを行い、使用記録簿及び管理補助簿上の残量理論値と実際の残量とを照合したところ、数量一致を確認することができなかった。 上記の厚生労働省の通知においても、毒劇物の帳簿数量と実在庫の一致や在庫量の定期点検を適切な頻度で行うことについて指示があることから、劇物等化学物質の在庫量を把握できるような環境を整備するなどの対策が必要である。 以上より、劇物等化学物質を管理する以上、化学物質の在庫量を把握できるような環境を整備するとともに、点検を行う頻度や実施時期を定め、使用管理簿にて随時照合結果を残す等、業務プロセスを見直し、より適正な劇物等化学物質の管理を図られたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P103）	化学物質の取扱いについて、これまで北相地区事務所では、農業技術センター本所の規定を準用する扱いとしていたところ、「神奈川県農業技術センター化学物質環境安全自主管理規程」及び「神奈川県農業技術センター化学物質適正管理マニュアル」を改正することにより、適用範囲を本所のみから、地区事務所も含む農業技術センター全体の規定として整備した。 また、改正規定において、各部課の担当者は、各保管庫、危険物倉庫及び使用中の化学物質の在庫状況確認及び使用量集計を毎年3月31日現在で実施し、その結果を速やかに化学物質安全管理責任者へ報告することとするなど、より適正な劇物等化学物質の管理を図るため、業務プロセスの見直しを行った。	農業技術センター 北相地区事務所
10 予定価格の算定誤りについて 支出関係書類を閲覧したところ、予定価格の積算に当たって購入物品等の市場価格調査や、予定価格積算のための参考見積を基に積算されていた契約のうち2件について、物品調達同いの作成に当たり、誤って市場価格の税込額を物品調達同いの税抜額欄に転記したことにより、予定価格が市場価格より10%ほど高い結果となっていた。また、結果として、一般廃棄物収集運搬に関しては、参考見積額等よりも高い金額にて契約が行われることとなった。	本件については、予定価格積算時に、消費税込み価格を税抜き価格として誤記入し、さらに消費税10%を上乗せして設定し、それらを見落とししてしまったことが要因である。 そこで、予定価格積算にあたっては、消費税込み価格か税抜き価格かを明確に表記するとともに、決裁者を含めてチェックする職員に対して、	農業技術センター 北相地区事務所

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定めることが義務づけられていることから、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りなく予定価格を積算しなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P105)	添付する参考見積りやカタログ等の価格による確認を徹底することとし、誤りなく予定価格を積算することとした。	
11 現金領収書の記載誤りについて 令和6年度における生産物売払収入に係る現金領収書1枚に記載誤りがあり、本来は消費税に関する記載部分のうち8%対象欄は、2,400円ではなく、2,440円と記載すべきであった。 神奈川県会計事務の手引によれば、現金領収書の首標金額（¥がついた金額部分）は訂正が認められておらず、その他の部分については、誤記載部分に二重線を引き、上部（又は右側）に正書したうえで、取扱者の署名又は押印をすることとなっている。 本記載誤りは、本来2,440円の売却代金であるところ、当初は2,400円と誤記したことに起因しており、首標金額は十の位の「0」を「4」と上書きすることにより対応していたが、消費税額等記載部分の8%対象金額欄が2,400円のままとなっていた。 今後は、首標金額を誤記した場合には、神奈川県会計事務の手引に則り、現金領収書を再作成するとともに、インボイス制度も加味し、正確な現金領収書の発行を行われたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P107)	今後、現金領収書を発行する際は会計取扱員以外の職員を入れた複数チェックを徹底することとし、万が一記載誤りがあった際は、不用意な訂正は行わず、「会計事務の手引き」等に定める正しい訂正方法に従って処理するよう、改めて関係職員への周知徹底を図った。	農業技術センター 一北相地区事務所
12 管理シールの貼付漏れ 農業技術センター三浦半島地区事務所の備品の管理状況を確認するため、備品台帳からサンプルを20件抽出し、備品台帳と現物との照合を行ったところ、1件について、管理シールの貼付漏れがあった。 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない（財務規則第167条第1項）。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P112)	管理シールの貼付漏れについては、チェック体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、備品受入れ時に管理シールの貼付を徹底するとともに、現物照合実施時において管理シールの貼付漏れがないか複数の職員でチェックすることで、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。	農業技術センター 三浦半島地区事務所
13 破損した物品の不用決定の未実施 備品台帳と現物との照合を行ったところ、理化学用恒温器については現在は故障中で使用することはできない状態であった。 当該備品は財務規則第174条第1項に規定する「破損した物品」に該当するため不用決定が必要である。	破損した備品の不用決定の未実施については、財務規則を正しく理解していなかったことによるものであり、令和8年3月13日に不用決定を行った。 今後は、このようなことが	農業技術センター 三浦半島地区事務所

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
なお、不用決定を行うときは、管理換え等の物品の効率的な利用についても十分に留意が必要である。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P112）	ないよう、関係通知の確認と理解をした上で、事務処理を行うことを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。	
14 備品台帳の管理不備について （その1）現物がない備品について 備品台帳からサンプル20件を抽出し現物と照合したところ、1件の備品については現物が存在しなかった。当該備品については、2025年3月31日における現物照合において廃棄済みであることが確認されたが、備品台帳上、処分年月日の記載が漏れていた。 財務規則第174条及び第175条に、不用物品の決定・処分等について規定されており、物品管理事務の手引では、廃棄した場合は処分実施日に日付を入れる運用となっている。ただちに処分年月日に廃棄日を記録することが必要である。 （その2）消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について 神奈川県財務規則第159条第2項第1号によれば、備品のうち10万円未満（令和5年3月までは5万円未満）の物品については消耗品として取り扱うこととされているが、5件については10万円未満であるにもかかわらず備品台帳に記録されていた。 なお、5件のうち4件については、令和7年定期監査でも同様の指摘を受けている。台帳上の誤りは直ちに修正すべきである。 （その3）不用決定されている備品の廃棄について 備品台帳を確認したところ処理事由が「不用決定」となっているものが79件存在した。当該備品は、不用決定された後、処分費の予算がなく廃棄できないものである。保管状況について確認したところ、職員により持ち運びが可能なものは、現在倉庫として使用されている旧庁舎にて保管し、動かすことができない備品については、総合研究棟の廊下等に置かれている。これらの備品については、財務規則第175条に従い、早急に廃棄等の手続が必要である。 また、いずれの備品も備品台帳上の「使用場所」が畜産技術センターとなっており、具体的に畜産技術センター内のどこに存するか判別できないため、まずは、廃棄対象の備品の保管場所について網羅的に把握することも必要と考える。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P122）	（その1）現物がない備品について 廃棄済みの備品については、令和7年11月26日付で備品台帳を修正した。 （その2）消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について 消耗品については、令和7年11月26日付で備品台帳から削除した。 今後、誤りを把握した際には、迅速な対応に努める。 （その3）不用決定されている備品の廃棄について 備品の処分については、新たな予算の確保は難しいため現有予算による早期の処分に努める。 また、廃棄対象の備品は、毎年度行う現物確認に併せて、保管場所の把握に努める。	畜産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
15 寄附物件に係る手続の不備について 現地視察において、管理シールが既に剥がされている状態の備品があった。当該備品は、物品管理番号が不明であるため、現物は存在するが、備品台帳、物品処分調書いずれの帳簿にて管理されているのか等の登録状況の確認が困難な状態であった。 当該備品は、リース契約終了後に当所は無償で譲渡された物品であるものの、使用時期等については不明であるとともに、借用物品台帳には登録がなく、物品を受けた際の事務処理に係る書類及び物品処分調書等の書類の保存がなかった。 上記手続には次の2点の問題がある。 まず一つ目として、物品管理事務の手引によれば、借用物品について返納（リース期間満了）をした場合には、物品サブシステムの「物品処分等登録」で「事由」を「返却」として登録したのち、「物品処分等確認」を処理することにより、借用物品台帳に返却の登録を行うこととされている。本ケースにおいては、一旦当該備品をリース会社に返納したのち、リース会社より無償譲渡を受けたと解すべきであることから、少なくとも、借用物品台帳にはその履歴が残っているべきであった。 二つ目として、リース契約終了後におけるリース会社からの無償譲渡（無償譲受）は寄附に該当することから、財務規則第164条第1項の規定により、物品取得調書を作成して処理しなければならない。具体的には、寄附物件取扱要領に則った手続が必要である。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P125）	指摘のあった備品について、既に使用していないことから、改めて登録することはせず、廃棄予定である。 今後は、借用物品に係る返納、リース契約終了後の無償譲渡（無償譲受）に際し、物品管理事務の手引や寄附物件取扱要領などの規定に則った手続きを確実に行う。	畜産技術センター
16 借用物品の台帳の不備について 借用物品のうち、借用物品台帳の処理事由が「返却」以外のものはリース契約継続中であるが、リース契約継続中であるにもかかわらず、リース期間開始の日付及びリース期間終了の日付が空欄のものが存在し、台帳への適正な記録が行われていない。物品管理事務の手引に従い、適正な記録を行うべきである。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P126）	借用物品台帳の処理事由が「返却」以外の借用物品については、令和7年11月26日付で台帳を修正した。	畜産技術センター
17 農薬の管理不備について 畜産技術センターでは使用する農薬の安全管理について「農薬使用安全管理マニュアル」を定め、その第4条において、購入時の農薬受払簿への記録、毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録、使用時の農薬使用簿への記録を行うこととなっている。 現在の運用を確認したところ、マニュアル第4条(3)に規定する農薬使用簿への記録を行って	今後は「農薬使用安全管理マニュアル」の規定に則り、購入時の農薬受払簿への記録、毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録を確実に行う。	畜産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
るのみであり、マニュアル第4条(1)に規定する購入時の農薬受払簿への記録及びマニュアル第4条(2)に規定する毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録は行われていない状況であったため、マニュアルに沿った適正な記録簿の作成及びその管理が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P129)		
18 動物台帳の正確性の確保について 動物台帳を確認したところ、動物の出生に関しては平成31（令和元）年度以降登録が行われていなかった。 畜産技術センターにおいては、令和7年4月1日現在において、生後60日以上動物だけでも、乳牛42頭、肉牛41頭、豚198頭、鶏1,856羽を有しており、動物台帳による管理は実質不可能である旨の回答を受けた。確かに2千を超える動物を動物台帳で管理することは相当の労力を要するものと思われる。 しかしながら、神奈川県財務規則において動物台帳の備え付けが義務付けられている以上、動物台帳は一定の正確性を有しなければならない。 物品管理事務の手引によれば、登録する動物の数量が多数となり、一匹等ごとの登録が実務上困難であると、物品管理者及び(物品)出納員が判断する場合は、出生単位の数を一括して一明細で登録し、その後の減は、副簿等で管理し、当該副簿等の残数がなくなったときに、動物台帳から払い出すことができるものとされ、簡略化された手続が認められている。 これらの簡略化手続も踏まえ、動物の出生に関して動物台帳の正確性を担保した運用を行わなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P131)	動物台帳に記載されている動物については、すでに死亡や売却により現有の動物と内訳が相違していると推定されることから、令和10年度末を目途に現在、台帳の更新手続きを進めている。 今後は、毎年2月1日に現有する動物（牛、豚、鶏）の頭数を台帳に登録し、その後1年間は副簿により管理することにより、動物台帳として一定の正確性を有するよう対応を図っていく。	畜産技術センター
19 備品台帳の登録不備について 備品台帳からサンプル39件を抽出し、現物との照合を行ったところ、次の不備が確認された。 ① 不用決定したものであるが、備品台帳上「不用決定」になっていない。 ② 廃棄済みであるが、備品台帳上「廃棄済み」になっていない。 ③ 管理シールの貼付がない。 ④ 使用中であるものの、備品台帳上「廃棄済み」になっている。 ⑤ 備品台帳に当該備品が登録されていない。 また、備品台帳の記録にあたっては、少なくとも年に1回は見直す必要がある（財務規則第167条第2項）が、令和6年12月16日から同月27日に現物照合を実施済みであるものの、現物照	監査の結果を踏まえ、令和7年度中に備品の現物照合を実施し、備品台帳の記録の不備を是正するとともに、管理シールが貼付されていない備品に管理シールを貼付した。 今後は、毎年実施している備品の現物照合の結果を備品台帳に反映させるとともに、使用不能等の状況にある備品を確認した場合は、修理や廃棄を行うなど、備品の適切な管理を徹底していくこととした。	水産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
合の結果を備品台帳に反映しておらず、備品台帳上の最終現物照合基準日は令和5年10月10日のままとっていた。 以上の備品台帳上の不備について、現状を適正に反映した内容に是正しなければならない。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P140）		
20 消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について 神奈川県財務規則第159条第2項第1号によれば、備品のうち10万円未満（令和5年3月までは5万円未満）の物品については消耗品として取扱うこととされているが、10万円未満の2件について備品台帳に記録されている。 帳簿上の誤りを修正すべきである。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P142）	監査の結果を踏まえ、令和7年度中に備品台帳に記録されていた消耗品は削除し、帳簿上の誤りを修正した。	水産技術センター
21 薬品在庫量の把握について 水産技術センターでは「水産技術センター化学物質管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づいて薬品の管理を行っている。 （その1）薬品庫における薬品の管理状況について 薬品の管理状況について、薬品の払出時においては、薬品を使い切ってから、帳簿（払出簿）に記録する運用がなされていた。 また、年に一度、すべての薬品について在庫確認が行われていたものの、開封済みで使い切っていない薬品については、払出簿における当該薬品使用量の記載がないことから書面による残量計算ができない状況であるとともに、実地棚卸による在庫確認においても目分量による推計での計測であったことから、正確な在庫量を把握している状況にはなかった。 毒物及び劇物取締法第11条第1項及び厚生労働省より発出された「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日）（薬生薬審発0724第1号）」（以下「通知」という。）において、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないと定められていることを鑑みると、薬品を使い切った段階で初めて払出簿に使用量を記録する現在の運用方法では、仮に薬品の紛失や盗難があった場合に、いつ、どの程度薬品が減少したか等を即時に把握することが困難な状況である。さらに、薬品の使用量が管理されていないことから、薬品の在庫量についても実地棚卸を行わなければならない把握できない。 以上より、薬品の管理においては、薬品簿（薬品ごとに受入量・使用量・在庫量を適時に記載することができるような帳簿）の作成を義務付ける	薬品在庫量の把握について、水産技術センターでは「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に基づいて薬品の管理を行っているところ、監査の結果を踏まえ、令和7年度中に薬品の管理の適正化を図るため、薬品簿（薬品ごとに受入量・使用量・在庫量を適時に記載することができるような帳簿）の作成を義務付ける等、「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に所要の改訂を行った。 薬品庫や生物測定室における薬品の管理については、今後、改訂した「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に基づき、薬品棚保管の薬品について管理者を定め、マニュアルに定められる在庫量の把握を定期的に行うとともに、試薬などの在庫調査時に、使用記録簿との突合を徹底する。 また、使用予定のない薬品については、定期的な処分を実施することとする。	水産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
等、マニュアルの改訂も視野に入れたうえ、毒物及び劇物取締法第11条第1項及び通知を遵守できるよう適切な薬品管理体制の構築が必要である。 （その２）生物測定室におけるホルマリン以外の薬品の管理状況について 薬品台帳について、不明瞭な記録があったため詳細をヒアリングしたところ、記録者は現在在籍しておらず、当該薬品棚の管理者を選任していないことから詳細は不明であるとの回答を得た。また、当該薬品棚保管の薬品は現在ほとんど使用しておらず、在庫確認も行っていなかった。 当該薬品棚保管の薬品について管理者を定め、マニュアルに定められる在庫量の把握を定期的に行うとともに、今後も使用予定のない薬品については廃棄をする等の対策を講じられたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P142）		
22 契約書における契約金額の記載漏れについて 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る契約書において、本来記載すべき収集運搬単価等の必要事項が記載漏れであり、不当な高額請求をされるリスクや、金額の合意がないため契約自体が不成立であるとの主張による契約履行拒否のリスクが生じていた可能性を否定することができない。 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る取引については、今後も発生する可能性が高いため、本ケースのような記載漏れが生じることのないよう対策を施したうえ、契約締結時の事前確認を徹底し、適切な契約を締結しなければならない。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P147）	契約締結に当たっては、複数の職員が契約書に必要事項の記載漏れがないよう都度確認を行うことによりチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。	水産技術センター
23 予定価格の算定誤りについて 備品の予定価格の積算に当たり、誤って参考見積の税込額を税抜額欄に転記したことにより、予定価格が参考見積より10%ほど高い結果となっていた。 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定めることが義務づけられていることから、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りなく予定価格を積算しなければならない。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P148）	予定価格の算定に当たっては、予定価格積算時の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、再発防止に努めることとした。	水産技術センター
24 最低制限価格率の計算方法について 水産技術センターにおいては、3件の工事における工事設計額について、積算基準は使用せず、1者より参考見積を入手し、その見積額を工事設計額としていた。 また、最低制限価格率に影響する「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費」について	最低制限価格率の計算方法について、神奈川県財務規則運用通知第43条の2関係において、「最低制限価格を設定する場合にあっては、当分の間、その額は予定価格の100分の85以下とする。ただし、	水産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
は、積算基準に記載の算式から求められる数値を代入すべきところ、参考見積に記載の共通仮設費（率分）・現場管理費・一般管理費の数値をそのまま代入して計算していた。 結果として、本3件の最低制限価格率は予定価格の97%、98%という極めて高い水準となっている。最低制限価格制度は公共工事の品質確保や、ダンピング防止を目的とした制度ではあるものの、このような高水準の最低制限価格率は、入札業者に価格競争の余地をほとんど与えないこととなり、競争入札の原則から外れてしまう懸念もあると考えられる。 一方、最低制限価格率を下げる方向に計算されることも考えられ、この場合には、本来であれば落札できない者を落札者としてしまう可能性もある。 正しい計算方法を周知徹底し、より経済的で適正な入札を妨げることがないよう最低制限価格率を計算しなければならない。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P149）	神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領に定める最低制限価格率の算出の具体式を用いて設定する場合は、算出式により算出された率とする」と規定されている。 今後は、関係規定の理解の向上を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。	
25 破損した物品の不用決定の未実施 備品台帳からサンプルを抽出し、備品の現物と照合した際、故障のため使用不能であるが不用決定が行われず、備品台帳に登録されたままになっている備品2点が確認された。 当該備品は時期や予算等の事情により、年度内の廃棄が見込まれないことにより、不用決定も行われていなかった。 現物が存在する以上、現物照合等の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、当該備品は、財務規則第174条第1項に規定する「破損した物品」に該当するため不用決定が必要である。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P156）	故障により使用不能となっていた当該備品2点については、令和7年12月に不用決定を行った。 今後は毎年実施している備品の現物照合で使用不能等の状況にある物品を確認した場合は、修理や不用決定を行うなど、物品の適正な管理を徹底することとした。	水産技術センター内水面試験場
26 廊下保管の標本の管理方法の見直しについて 化学物質については施錠可能な保管庫に保管されており、毒劇物は保管棚にて施錠管理し、保管棚の鍵の開錠及び施錠は担当者が行っている一方、保管庫前の廊下にホルマリン標本等が置かれていた。 ホルマリン標本等の保管庫以外での長期間の保管は、盗難や紛失、容器の劣化による漏洩等、事故につながる恐れがあるとも考えられることから、たとえ一時保管であったとしても、適切な保管場所の確保、保管方法を検討するとともに、早期の廃棄を検討されたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P157）	保管庫前の廊下に一時保管されていたホルマリン標本等については、令和8年1月に産業廃棄物処理業者に運搬、処分の実施を委託し、すべて廃棄した。 今後、ホルマリン標本については、標本を作製した者が実験室内の施錠可能な場所等に保管するとともに、適宜点検を行い、不要になった標本はその都度処分することとした。	水産技術センター内水面試験場

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
27 使用できない備品（物品）等への対応について 備品台帳からサンプルを抽出し、現物と照合したところ、実際には使用できないものや今後の使用が見込めないものが備品台帳に記録されたままになっている事案が検出された。 これらの備品に関しては、令和6年11月の現物照合時点から同様の状況にあったものの、照合者に対して、「備品の現物照合等実施要領」に定められているように、「要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合」は「不一致等の場合」に該当し、現物照合用データに確認日とともに「×」をつける旨の指示が徹底されておらず、結果として、照合者は備品の有無のみを確認していたとのことである。このため、遊休物品登録等の対策は講じられておらず、保管場所を変更した備品についても、備品台帳上における使用場所の記載変更も行われていなかった。 今後、毎年度の現物照合においては、老朽化や機能の滅失、低下等により使用できない備品や今後の使用が想定されない備品も把握し、当該備品については速やかに不用決定もしくは遊休物品登録等の対応を行わなければならない。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P165）	今後は、備品の有無の確認のみならず、老朽化や機能の滅失等の状況把握も踏まえた現物照合を適正に行い、不用、遊休等の区分けを速やかに行っていく。また、不用と整理した物品は、予算の確保が出来る次第、順次廃棄処分を行う。	水産技術センター 相模湾試験場
28 使用できない備品（物品）等への対応について 備品台帳からサンプルを抽出し、現物と照合したところ、実際には使用できないものや今後の使用が見込めないものが備品台帳に記録されたままになっている事案が検出された。 これらの備品に関しては、令和6年度に実施された現物照合時点から同様の状況にあったものの、照合者に対して、「備品の現物照合等実施要領」に定められているように、「要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合」は「不一致等の場合」に該当し、現物照合用データに確認日とともに「×」をつける旨の指示をしておらず、照合結果にそのような記載はなされていない。 今後、毎年度の現物照合においては、老朽化や機能の滅失や低下等により使用できない備品や今後の使用が想定されない備品も把握し、当該備品については速やかに不用決定もしくは遊休物品登録等の対応を行わなければならない。 なお、稼働を前提とする備品と所管替え、売却及び廃棄等の処分を想定する備品とを峻別することにより管理対象を明確化し、より効率的な管理につながるものとする。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P181）	令和7年度の現物照合から、備品の状態を確認する欄を設け、使用することができない備品を把握できるようにした。 指摘のあった8点を含め、使用することができない備品は、不用決定と廃棄物処理の契約締結を行い、令和8年8月までに廃棄を終えた。	衛生研究所

（注） 「監査の結果（指摘事項）」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知のとおりに記載している。